

第3号議案 借入金最高限度額の決定について

(案) 借入金の最高限度額は5億円とする。

第4号議案 平成29年度1組合員に対する貸付、又は債務保証最高限度額の決定について

(案) 平成29年度1組合員に対する貸付、又は債務保証最高限度額は1億円とする。

第5号議案 定款第10条の規定に基づく平成29年度加入金の額の決定について

(案) 加入金の額は出資1口当たり248,000円とする。

第6号議案 定款第18条の規定に基づく平成29年度経費の賦課及び徴収の時期等の決定について

- (案)
- 1 賦課金の額
賦課金の額は年額として、均等割5,000円、出資口数1口当り1,500円とする。
 - 2 賦課金の徴収の時期及び方法
年額を上期、下期の2期に分けて、上期は6月、下期は10月に徴収し、納期限は当該月の20日とする。

第7号議案 定款第35条の規定に基づく平成29年度役員報酬額決定について

(案) 当組合の理事に対する報酬は年額760万円以内、監事に対する報酬は年額40万円以内とし、その支給方法については理事会に一任する。

第8号議案 平成29年度予算執行中各科目間の流用及び予備費充用の承認について

(案) 予算執行中に過不足が生じた場合の、各科目間の流用及び予備費の充用については理事会に一任する。

第9号議案 その他